平成２８年（フ）第４３６８号
大阪市東住吉区西今川２丁目19番４号　シティパレス今川ＰＡＲＴⅢ　103号
債務者　オーエム塗装こと　奥　　正明
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５６号
大阪府豊中市柴原町２丁目１番５号202号室
債務者　金井　政行
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５７号
大阪府豊中市柴原町２丁目１番５号202号室
債務者　金井　久子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６１１号
大阪市西区本田３丁目２番６号　901
債務者　河田　　学
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６２０号
大阪市東成区東今里１丁目２番27号セレクションＪ１407号
債務者　伊谷　光紀
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６３０号
大阪府高槻市城東町３番６号
債務者　谷　　則雄
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６３１号
大阪府高槻市城東町３番６号
債務者　谷　ひろ子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６３５号
大阪府高槻市南平台３丁目18番27号
債務者　相庭　昂平
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７１４号
大阪市平野区長吉出戸７丁目９番37―212号
債務者　西山　弥生
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７２３号
大阪府豊中市上野西２丁目２番30号505号室
債務者　神田　美和
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７６６号
大阪府茨木市蔵垣内３丁目11番９号　城の内マンション　302号
債務者　福田　教子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７７４号
大阪府八尾市安中町６丁目９番21―601号
債務者　小笠原　成
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７８５号
大阪府東大阪市横枕12番８号
債務者　勝　　世羅（旧姓朝日奈）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６７号
大阪府門真市千石東町３番43―406号
債務者　榮村　伸江
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３９号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目６番25号　日光ビル203号
債務者　久下　浩司
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４０号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目６番25号　日光ビル203号
債務者　久下ゆかり
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４号
函館市高丘町41番５号
債務者　南木　和也
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６号
函館市宝来町16番15号　フローラ宝来　201号
債務者　若山みどり
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１０号
函館市東山町198番地75
債務者　山口亜耶香（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
函館地方裁判所